

出生

両親は子供の誕生後 2 ヶ月以内に共同で出生・死亡・婚姻局において出生登録をしなければなりません。この登録サービスは無料です。

死亡

ニュージーランド国内での死亡は全て登録を行わなければなりません。葬儀管理士あるいはその他の埋葬や火葬責任者は、埋葬あるいは火葬後 3 日以内に出生・死亡・婚姻局に届出をしなければなりません。この届出サービスは無料です。

婚姻

ニュージーランド国内で結婚を希望する人は出生・死亡・婚姻局に届出をしなければなりません。この婚姻届は有料です。

シビルユニオン

シビルユニオン関係に入ることを希望する人は出生・死亡・婚姻局に届出をしなければなりません。ニュージーランド国内では、同性間、異性間にかかわらずシビルユニオン関係に入ることができます。このシビルユニオン届は有料です。

氏名の変更

氏名の変更をするためには、その人の出生登録がニュージーランド国内で行なわれているか、または、その人がニュージーランド国籍を持っているか、1987 年の移民法に基づいて無制限にニュージーランドに滞在する資格を持つことを認められた人でなければなりません。この氏名変更届は有料です。

証明書

出生、死亡、婚姻、シビルユニオン、氏名変更の各証明書は、出生・死亡・婚姻局に料金を払って注文することができます。

詳しくは下記までお問い合わせください。：

- 無料電話 0800 22 52 52 (ニュージーランド国内のみ)
- Eメール bdm.nz@dia.govt.nz
- ウェブサイト www.bdm.govt.nz